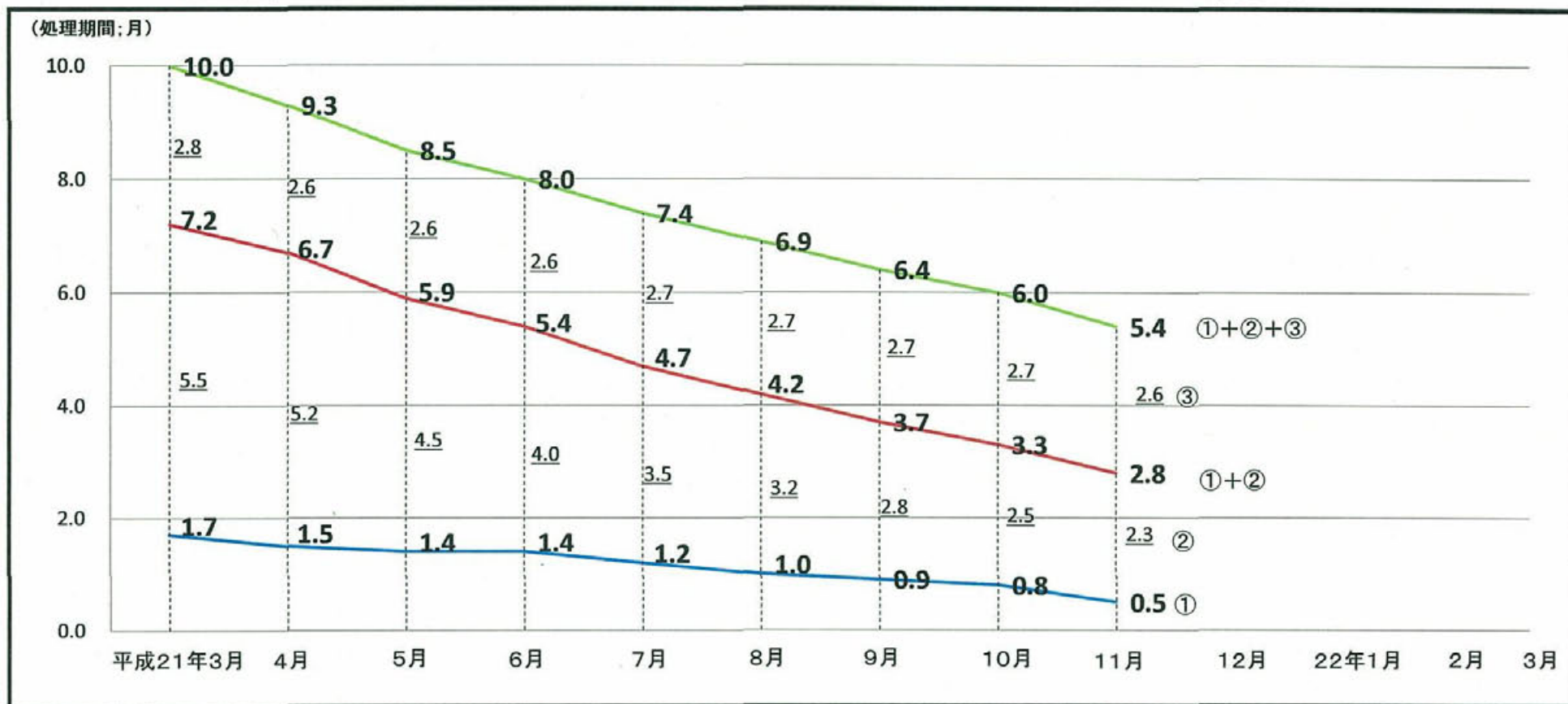


# 記録回復後の年金を受給できるまでの処理期間



- ①+②+③ ①再裁定の申出受付から日本年金機構本部への進達 [年金事務所]
- ①+② ②再裁定の支給(5年以内分) [日本年金機構本部]
- ① ③時効特例分の支給 [日本年金機構本部]

日本年金機構本部	21年3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月										
	再裁定の処理件数の推移	19.1万件	19.1万件	19.0万件	19.0万件	18.1万件	16.6万件	14.0万件	14.2万件	12.9万件	
	(1日当たりの平均処理件数の推移)	(9.1千件)	(9.1千件)	(10.6千件)	(8.6千件/日)	(8.2千件/日)	(7.9千件/日)	(7.4千件/日)	(6.8千件/日)	(6.8千件/日)	
再裁定の未処理件数の推移	70.4万件	61.7万件	53.6万件	44.2万件	35.5万件	28.8万件	22.8万件	17.4万件	12.8万件		

※1 再裁定と時効特例の処理期間については、平均的には上記のとおりであるが、システム上で処理可能なものと手作業での処理が必要なものがあり、個別の案件によっては、更に長くかかるものがある。

※2 11月分の処理期間は速報値。

# 「ねんきん定期便」

- 平成21年4月より、現役加入者の方に対し、誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、年金記録に関する情報の提供を開始した。  
平成21年12月末日までに約4,930万人(4月2日～平成22年1月1日生まれの方)に対し、「ねんきん定期便」を送付した。

《平成21年4月～12月送付分》

送付件数

約4,930万件

回答件数

約387万件

※業務センター受付分のみの集計

## 送付封筒種類別

オレンジ色の封筒で送付



約200万件  
(a+b+c)

空色の封筒で送付



約4,270万件

## 「ねんきん特別便」の回答勧奨等

名寄せ特別便で「訂正なし」と回答した方に対し、名寄せ記録の一部を同封

約46万件  
(a)

名寄せ特別便に未回答の方に対し、名寄せ記録の一部を同封し、回答勧奨

約116万件  
(b)

全員特別便に未回答の方への回答勧奨

約1,518万件

## 標準報酬の遡及訂正事案

標準報酬月額に誤りがある可能性のある方に対し、お知らせを同封

約40万件  
(c)



## 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

### 事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)

### これまでの取組み

- 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)のうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、戸別訪問を開始し、21年3月末までに概ね終了。

(参考) 不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)は次の3条件のすべてに該当。

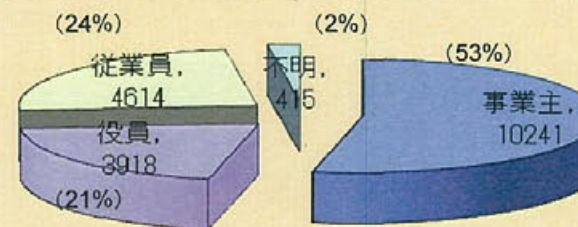
- ① 標準報酬月額の引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

#### ※戸別訪問の実施状況(平成21年7月1日公表)

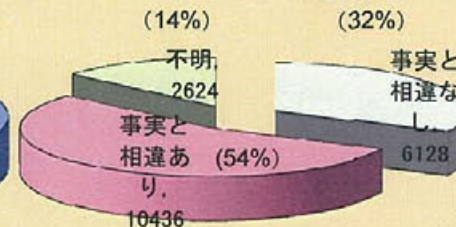
訪問件数 19,188件(21年3月31日までの訪問実施分)

- \* 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,335件(7.0%)  
うち、具体性のある内容の回答をされた方 211件(1.1%)

遡及訂正処理が行われた期間における事業所での立場



年金記録の確認状況



- 19年12月から20年10月までにすべての年金受給者・加入者に「ねんきん特別便」を送付するとともに、加入者については21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を順次送付することを通じて、標準報酬や資格喪失日の記録を本人に確認していただき、被害者救済を進めている。